

2024 年 10 月

「非財務情報の正確性確保—課題と展望」

第 9 期 客員研究員

神戸大学大学院法学研究科准教授

氏名 熊代 拓馬

要 約

本稿は、わが国の上場会社が非財務情報について開示を行う書類（事業報告、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、サステナビリティ・レポート、統合報告書）につき、現行制度がどのような手段で記載内容の正確性を確保しているかを整理した上で、正確性確保手段が抱える課題を抽出し、課題解決の方向性を提示したものである。

記載内容の正確性確保手段として、作成手続に対する規制（例えば、取締役会の承認の義務づけ）、監査役等による監査、外部の専門家（例えば、公認会計士）による監査・保証、発行会社やその役員の民事責任・刑事責任、その他の規制（例えば、事業報告では株主総会決議の取消しの訴え、有価証券報告書では、コーポレート・ガバナンス報告書では上場管理措置）が挙げられる。

各開示書類においてこれら全ての手段が同程度に確保されているわけではなく、開示書類ごとに重きを置いている手段が異なること自体、わが国の非財務情報開示法制の特徴の一つである。例えば、作成手続に対する規制や監査役等による監査は、会社法下の開示書類についてのみ確保されており、他の制度的開示書類では確保されていない。外部の第三者専門家による監査・保証についても、財務情報と非財務情報を単一の書類で開示する有価証券報告書では、公認会計士等が通読し、矛盾等を発見した場合には一定の対応が求められる一方で、他の制度的開示書類では確保されていない。

また、各正確性確保手段も課題を抱えている。例えば、不実開示に対する民事責任等では、不実開示がなされた事項が重要であることが求められるが、既存の判断枠組みにおいて非財務情報がこの要件を満たすか明らかではなく、満たさないとすれば民事責任等による規律づけは機能しないこととなる。学説では、外部の専門家による監査・保証の強化を主張す

るものがあるが、会社法下における監査人（公認会計士・監査法人）の権限は財務情報の調査等を念頭に置いたものであること、財務情報の監査と連続的なパートと記載・計量が定型化されているパート、すなわち客観的検証可能性のある記載事項に限られること、および監査法人が属するグループの別法人において非財務情報開示のコンサルティング業務等を提供している場合には典型的な利益相反状況が生じることにより鑑みれば限界があり、あえてそれを義務づける意義があるかは慎重に検討すべきである。外部専門家による監査・保証の限界のうち、客観的検証可能性が求められる点は監査役監査についても基本的には妥当するが、監査役等は会計監査人よりも会社の内部情報の取得において優位性があること、第三者による監査（・保証）で疑わしい点が見つかった場合に会計監査人がコミュニケーションをとる相手は監査役等であることに鑑みれば、非財務情報の正確性確保に関する課題解決にあたっては、現在の実務における非財務情報に対する監査役等の監査はどのようなものであるかをより詳細に把握し、監査役等が実際に取り得る手段等も考慮に入れつつ、望ましい監査役等による監査のあり方を提示することは一定の役割を果たすものと思われる。

以 上

（掲載誌：熊代拓馬「非財務情報の正確性確保―課題と展望」近藤光男先生古稀記念『コーポレート・ガバナンスのフロンティア』587-618 頁（商事法務、2024））

- （注） 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。